

令和8年度 地震・津波対策啓発動画制作事業実施業務プロポーザル方式選定委員会審査基準

1 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、各評価項目の得点合計が最も高い者を採択案件に選定する。ただし、各選定委員の採点順位により支持された結果と一致しない場合または得点合計が最も高い者が複数の場合は、選定委員の協議により選定する。

2 下限の点数

下限の点数として、各選定委員の合計得点の平均 60 点を設定する。この点数を満たす企業提案がないときは、採用者なしとする。

3 審査方法

企画提案内容と見積金額に基づき、県に設置された選定委員会において書類選考及びプレゼンテーションを実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

4 評価方法

評価は下記の企画提案評価表に基づき評価し、選定委員会の各委員が各々評価した結果の合計を当該提案者の得点とする。

[企画提案評価表]

区分	評価項目	加点の上限
ア 業務全体に関する こと	・委託業務に対するコンセプトは目的に対して適当であるか。	5
	・全体的な作業スケジュールは、無理の無い計画となっているか	5
	・事業実施体制(人員・組織体制等)は適当か	5
イ 構成に関する こと	・県の被害想定を適切に、分かりやすく説明できているか。	10
	・ユニバーサルデザインへの配慮があるか。	10
	・県民の地震・津波に対する危機意識、防災・減災対策への意識を高めるための工夫がされているか。	20
ウ 映像に関する こと	・CG映像による被害状況の画質・動きが適切に表現できているか	15
	・アニメーションや実写映像、音声が効果的に用いられているか	15
エ 独自提案に関する こと	・本業務実施に当たっての、独自提案がされているか。	10
オ 経費に関する こと	・提案内容に対して、適当な見積額となっているのか。	5
合計		100